

契約書作成上の留意点（電子契約対象工事）

石川県土木部

契約書の作成については、下記の点にご留意のうえ作成してください。

■工事名及び工事場所

入札時に入札情報システム等で交付する設計図書に記載されている工事名及び工事場所を、誤字脱字などに注意して記入してください。

■工期

着工日は、契約締結の日から7日以内（休日含む）の希望日を記入してください。
完成日は、設計図書等に記載してある完成期日を記入してください。

■請負代金額

記載方法は次のとおりです。

①課税事業者（※「課税事業者届出書」を提出）

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄に消費税相当額を記入する。

4 請負代金額	¥0,000,000.-	(※入札額に消費税額を含んだ金額を記載してください。)
〔うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥000,000.- (※上記のうち消費税額を記載してください。)]		

②免税事業者（※「免税事業者届出書」を提出）

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」の欄は、下記のとおり線を引く。

4 請負代金額	¥0,000,000.-	(※入札額に消費税額を含んだ金額を記載してください。)
〔うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥ _____]		

■請負代金の支払

記載方法は次のとおりです。

(1) 単年度契約の場合

①中間前金払を選択した場合

5 請負代金の支払		
前払金額	¥0,000,000.- 以内	(※請負代金額の40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)
中間前払金額	¥0,000,000.- 以内	(※請負代金額の20%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)
部分払回数	_____ 回以内	

②部分払を選択した場合、または中間前金払対象工事ではない場合

5 請負代金の支払		
前払金額	¥0,000,000.- 以内	(※請負代金額の40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)
中間前払金額	¥ _____ 以内	
部分払回数	○ 回以内	(部分払回数は以下を参照してください。)

【※部分払回数】			
請負代金額(税込)が	200万円以上	5,000万円未満	→ 1回
	5,000万円以上	2億円以下	→ 2回
	2億円を超え	3億円以下	→ 3回
	3億円を超えるもの		(1億円を増すごとに1回を加えた回数)

(2) 債務負担行為（複数年度契約）に係る工事

① 中間前金払を選択した場合

5 請負代金の支払		
前払金額	平成●●年度 ¥0,000,000.-以内	平成●●年度 (※年度は必ず記載すること) ¥0,000,000.-以内
	(※各会計年度の支払限度額40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)	
中間前払金額	平成●●年度 ¥0,000,000.-以内	平成●●年度 (※年度は必ず記載すること) ¥0,000,000.-以内
	(※各会計年度の支払限度額20%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)	
部分払回数	_____ 回以内	

② 部分払を選択した場合、または中間前金払対象工事ではない場合

5 請負代金の支払		
前払金額	平成●●年度 ¥0,000,000.-以内	平成●●年度 (※年度は必ず記載すること) ¥0,000,000.-以内
	(※各会計年度の支払限度額40%以内で、10万円未満を切り捨てた金額を記載してください。)	
中間前払金額	平成●●年度 ¥ _____ 以内	平成●●年度 (※年度は必ず記載すること) ¥ _____ 以内
部分払回数	○ 回以内 (部分払い回数は(1)②を参照してください。)	

中間前金払の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が200万円以上(債務負担行為にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上)の建設工事です。

対象工事については、「中間前金払と部分払の選択に係る特約条項」を提出してください。
※詳細は「建設工事の請負代金に係る中間前金払の活用促進について」をご覧ください。

■ 契約保証金額

記載方法は次のとおりです。

① 契約保証金欄に「免除」と記入する場合

- ・ 請負代金額 500 万円未満
- ・ 公共工事履行保証保険（履行ボンズ）
- ・ 履行保証保険

6 契約保証金額	免除
----------	----

② 契約保証金欄に保証金額を記入する場合

- ・ 現金納付（保管証書）
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（東日本保証会社(株)等）による契約保証
- ・ 銀行等による契約保証

6 契約保証金額	¥0,000,000.-
----------	--------------

■分別解体等の方法

当該契約が建設リサイクル法対象かどうか、対象であれば「分別解体等の方法に係る別紙」の記入項目について、事前に契約担当者（設計担当者）へ確認してください。

① 建設リサイクル法対象工事

建設リサイクル法の対象工事の契約書様式から、契約書【建設リサイクル法対象】を作成し、あわせて「分別解体等の方法に係る別紙」をご提出ください。

② 建設リサイクル法の対象ではない工事

建設リサイクル法の対象ではない工事の契約書様式から、契約書を作成し、ご提出ください。

■契約日

契約締結日の期限は、落札決定の通知をした日から5日以内（休日を除く。）です。

県からの契約の案内後、すみやかに契約書案を提出してください。

なお、電子契約サービス上におけるタイムスタンプの日付に関わらず、契約書に記載された契約締結日より効力を有するものとします。

<例> 火曜日に落札者決定通知 → 翌週の月曜日（祝祭日がない場合）
金曜日に落札者決定通知 → 翌週の木曜日（ " ）

■契約関係提出書類

下表の（※）に関しては、対象工事の契約書にのみ添付するものですので、対象工事かどうか不明な場合は、事前に契約担当者に問い合わせてください。

No.	別紙様式	備考
①	建設工事請負契約書	必須
②	分別解体等の方法に係る別紙	※建設リサイクル法対象工事

■契約書と併せて提出する書類

下表の（※）に関しては、対象工事の契約書に併せて提出するものですので、対象工事かどうか不明な場合は、事前に契約担当者に問い合わせてください。

No.	別紙様式	備考
①	電子契約利用申出書	必須
②	免税事業者届出書	消費税を納める義務が免除されている事業者
③	契約保証証書又は保険証書（原本）	※請負代金額500万円以上の工事